

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 7 日

北海道開発局 建設部 道路維持課長補佐	}	殿
地域事業管理官		
各地方整備局 道路部 道路管理課長		
地域道路課長		
沖縄総合事務局開発建設部		
道路管理課長		
道路建設課長		
各高速道路会社 担当課長		
各都道府県・政令指定都市 道路管理担当課長		

国土交通省 道路局

国道・技術課	課長補佐
道路メンテナンス企画室	課長補佐
環境安全・防災課	課長補佐
道路防災対策室	課長補佐
参事官（有料道路管理・活用）付	課長補佐

アンダーパスにおける冠水事故の発生について

令和 8 年 9 月 7 日に、福島県いわき市が管理する市道のアンダーパスにおいて、冠水発生による死亡事故が発生しました。（別添）

各地方整備局等におかれては、令和 8 年 8 月千葉豪雨での事象を踏まえて通知した「アンダーパスにおける冠水事故防止に向けた当面の対応について（令和 8 年 8 月 27 日事務連絡）」に基づき、アンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドラインの策定を待つことなく、事故防止に向けた必要な対応を進めていただいているところです。

今般の事象の発生を受け、改めて、冠水のおそれのある箇所について、車両進入防止対策の強化、排水ポンプ施設や道路情報板等の機能の確保に努めるとともに、通行規制や車両進入防止、迂回誘導等を迅速かつ確実に実施できるよう警察、消防、自治体等の関係機関と連絡・協力体制を再確認するなど、冠水事故の防止に万全を期していただくようお願い致します。

また、地方公共団体、高速道路会社及び地方道路公社等においても管理する道路について、必要な対応を実施していただくようお願い致します。都道府県におかれては、本通知の内容について、管内市町村に対して周知していただくようお願い致します。

なお、地方公共団体が管理する道路に係わる内容については、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

ふくしま 福島県 いわき市 市道沼田・馬場線 アンダーパス冠水 R8.9.7 11:00時点



日時：令和8年9月7日（月）8時頃
場所：市道沼田・馬場線（米田アンダーボックス）
福島県いわき市鹿島町米田字手倉地内
原因：アンダーパス冠水
気象：時間雨量最大32mm（6時～7時）
被害：車両2台が水没（1名死亡・その他人員は避難して無事）
対策：ポンプ：有 注意喚起看板：有 水位センサー：有

資料2



(参考)

事務連絡
令和 8 年 8 月 27 日

各地方整備局等 道路部長 殿
各高速道路会社 道路管理担当部局長 殿
各地方道路公社等 道路管理担当部局長 殿
各都道府県・政令指定都市 道路管理担当部局長 殿

国土交通省 道路局
道路交通管理課長
国道・技術課長
環境安全・防災課長
高速道路課長

アンダーパスにおける冠水事故防止に向けた当面の対応について

令和 8 年 8 月千葉豪雨において、アンダーパスの冠水により人的被害等が発生したことを踏まえ、国土交通省では、予防的な事前通行規制の導入や遮断機の設置を含む車両進入防止対策の強化等を進めることとしている。

アンダーパスの冠水事故を防止するためには、排水設備等の正常な機能のみに依存することなく、予防的な事前通行規制、車両進入防止、排水機能の確保等を組み合わせた多重防御により安全を確保するとともに、停電や設備の異常等が発生した場合にも安全側に移行できるフェールセーフの考え方を取り入れることが重要である。

現在、今般の事象に関する調査を進めるとともに、アンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドラインの策定を検討しているところであるが、今後も大雨が発生する可能性があることから、ガイドラインの策定を待つことなく、当面、下記の対応を進めることとする。

地方整備局等においては、直轄国道について下記の対応を速やかに実施されたい。

また、地方公共団体、高速道路会社及び地方道路公社等においても、管理する道路について、地域の降雨特性、道路構造、排水方式、過去の冠水実績等を踏まえ、下記を参考に必要な対応を検討されたい。

都道府県においては、本通知の内容について、管内市町村に対しても周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁及び消防庁も承知済みであることを申し添える。

地方公共団体が管理する道路に係る内容については、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である。

記

1. 予防的な事前通行規制等の実施

アンダーパスについて、過去の冠水実績、道路構造、排水方式、排水設備の能力等を踏まえ、降雨予測、防災気象情報、雨量、水位等を活用し、冠水のおそれが高まった段階で、冠水の発生を待つことなく予防的な事前通行規制を行うことについて検討すること。

また、大雨時に停電又は排水ポンプの異常停止等が発生し、排水機能が低下した場合には、設備の正常な作動のみに依存せず、安全側に移行するフェールセーフの考え方により、冠水の発生を待つことなく早期に通行規制を行うこと。

特に、過去の冠水により車両の水没又は人的被害が発生した箇所など、重大な事故につながるおそれが高い箇所については、予防的な事前通行規制を開始する条件及び実施体制をあらかじめ確認すること。

2. 車両進入防止対策の強化

通行規制を実施する場合には、通行止め看板、バリケード、カラーコーンその他の資機材や道路情報板等を適切に活用し、規制後に車両が冠水のおそれのある区間に進入することがないように必要な措置を講ずること。

また、道路利用者が冠水の危険性を早期に認識し、誤って進入することを防止するため、路面・側壁等への分かりやすい注意喚起表示の設置・充実など、直ちに実施可能な対策を講ずること。

さらに、過去の冠水により車両の水没又は人的被害が発生した箇所などについては、道路構造、交通状況等を踏まえ、自動作動又は遠隔操作が可能な遮断機その他の物理的な車両進入防止設備の設置について検討すること。

これらの対策については、注意喚起、通行規制、物理的な進入防止を組み合わせるなど、一つの設備又は対応の不具合によって安全確保の機能全体が失われない多重防御となるよう留意すること。

3. 排水機能及び監視機能等の確保

停電等により非常用発電設備が自動起動しない場合も想定し、非常用発電設備及び排水ポンプの手動起動手順を確認するとともに、実動訓練を実施すること。

あわせて、停電時においても、水位監視、警報その他道路利用者の安全確保に必要な機能が維持されるか確認するとともに、一部の設備に異常が生じた場合にも必要な機能が確保されるよう、フェールセーフの観点から対応手順等を確認すること。

4. 関係機関との連携

予防的な事前通行規制、車両進入防止及び迂回誘導を迅速に実施できるよう、必要に応じ、都道府県警察その他の関係機関と、情報伝達、連絡体制等についてあらかじめ調整すること。

5. 今後の対応

国土交通省においては、今般の事象に関する調査結果や各道路管理者等における取組状況を踏まえ、多重防御及びフェールセーフの考え方を基本として、予防的な事前通行規制、通行規制基準及び車両進入防止対策等についてガイドラインを策定する予定である。

各道路管理者等においては、ガイドラインの策定を待つことなく、実施可能な対策から速やかに取り組まれない。

令和 8 年 8 月 21 日

道路局 国道・技術課

国道 16 号村田町アンダーパス冠水事案を踏まえた 緊急点検結果及び今後の取組について

令和 8 年 8 月 13 日に国道 16 号千葉市中央区村田町のアンダーパスで発生した、非常用電源設備の不作動が原因と考えられる冠水事案を踏まえ、停電時に非常用電源設備及び排水設備が自動的に起動する状態となっているかについて緊急点検を実施しましたので、その結果を公表します。

1. 緊急点検結果

- 8 月 14 日より、全国の直轄国道におけるアンダーパスなど冠水のおそれのある箇所（102 箇所）で、排水設備等の緊急点検を実施しました。
- 本日、全箇所の点検が完了し、3 箇所に異常があることを確認、うち 2 箇所については補修が完了しています。
- 異常が確認された箇所のうち、補修が完了していない 1 箇所については、補修が完了するまでの間、事前通行規制の実施や、停電時に直ちに手動切換可能な体制を構築する等の対応を図ってまいります。

2. 今後の取組

(1) 追加の調査・点検の実施

- 関東地方整備局が本日公表した「国道 16 号村田町アンダーパス冠水に関わる排水設備等調査【中間報告】」において、当該箇所の排水ポンプ設備は、現在の一般的な設備とは異なる特徴を有していること等が有識者により確認されたところです。これを踏まえ、本日より、全国の直轄国道において、類似の構造を有する排水ポンプ設備の有無について調査を行います。

また、村田町アンダーパスにおいては、引き続き原因調査が進められているところであり、今後の調査結果も踏まえ、必要に応じて追加の点検や必要な措置を速やかに講じてまいります。

(2) 対策の強化について

- 中間報告における有識者の意見等を踏まえ、予防的な事前通行規制の導入や通行規制基準の強化、冠水時の進入防止対策の強化等について、警察等の関係機関と連携し、速やかに検討を進めてまいります。
- 今後、ガイドラインを策定するとともに、速やかに適用可能な対策については、ガイドラインの策定を待つことなく、先行して実施してまいります。

※別紙 1 緊急点検結果

※別紙 2 冠水時の進入防止対策の例

<問い合わせ先>

道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室 荒井、溝山

代表 03-5253-8111（内線 37852、37856） 直通 03-5253-8494



緊急点検結果

地方整備局等	点検対象箇所数	点検実施完了数	点検結果 (異常の有無)
北海道	4	4	異常無し
東北	6	6	異常無し
関東	48 ※1	48	異常無し
北陸	3	3	異常無し
中部	10	10	1箇所 異常有り ※2
近畿	10	10	1箇所 異常有り (補修済み)
中国	4	4	異常無し
四国	9	9	異常無し
九州	7	7	異常無し
沖縄	1	1	1箇所 異常有り (補修済み)
合計	102	102	

※1 村田町アンダーパスを除く

※2 6月に異常を確認済み

冠水時の進入防止対策の例

○遮断機



令和 8 年 8 月 21 日
国土交通省関東地方整備局
企画部
道路部

村田町アンダーパス冠水に関わる排水設備等調査【中間報告】

令和 8 年 8 月の千葉豪雨において国道 16 号村田町アンダーパスで発生した冠水事案について、原因究明のために実施した当該箇所の排水設備等の調査結果及び有識者の見解等を、中間的に取りまとめました。

中間報告は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ
千葉県政記者会 千葉市政記者会

<問い合わせ先>

(冠水について)

関東地方整備局 道路部

電話：048-601-3151 (代表)

道路管理課長 五味 (ごみ) (内線：4411) FAX：048-600-1387

(排水設備について)

関東地方整備局 企画部

電話：048-601-3151 (代表)

施工企画課長 田村 (たむら) (内線：3451) FAX：048-600-1389

情報通信技術課長 國吉 (くによし) (内線：3351) FAX：048-600-1382

国道 16 号村田町アンダーパス 冠水に関わる排水設備等調査【中間報告】

1. はじめに

本報告は、令和 8 年 8 月の千葉豪雨において国道 16 号村田町アンダーパスで発生した冠水事案について、原因究明のために実施した当該箇所の排水設備等の調査結果及び有識者の見解等を、中間的に取りまとめたものである。

2. 経 緯

- ・ 令和 8 年 8 月 13 日（木）20 時 30 分、千葉市市内において停電が発生したが、国道 16 号村田町アンダーパスの非常用発電機が作動せず、排水設備等の稼働が停止した。
- ・ 非常用発電機や排水設備等は、本年 5 月～7 月にかけて定期点検を実施し、点検の結果として、異状は確認されていない。
- ・ また、当該設備は当日の停電発生時間までは、排水ポンプが稼働し、アンダーパス内の浸水を排除していたことが、道路監視用カメラで確認されている。

3. 調査内容

（１）調査期間：令和 8 年 8 月 15 日（土）から 20 日（木）

（２）調査内容

- ・ 現地において、停電状況を再現した上での各設備の作動確認
（排水ピットへ水を継続注入しながら、東京電力により電力を遮断）
- ・ 非常用発電機や水位計など各種機器間の物理的、電氣的な接続確認
- ・ 停電状況を再現した上での、水位計バッテリー（UPS）の消費電力確認
- ・ 有識者へ、現地検証方法や非常用発電機不作動の原因等のヒアリング

4. 非常用電源等の不作動に関する有識者の見解

（１）現地検証への見解

今回の事象を受け、現地で停電状態を再現した結果、非常用発電機及び排水ポンプが正常に作動したことを確認した。

なお、今回の現地検証では、降雨など当時の状況を完全に再現していないものの、可能な範囲で再現したものと考えられる。

(2) 調査を通じて確認された事項

今回の調査を通じて、以下を確認した。

1) 設備の特徴

当該排水ポンプ設備は、昭和 59 年に整備されたものであり、現在の一般的な設計思想と比較すると以下の特徴があることを確認した。

- A. 非常用発電機を発動させる要件として、停電検知センサーからの起動信号と、水位計からの排水水位超過信号の 2 つが必要である。

※ 一般的な非常用発電機では、停電検知センサーからの起動信号のみで作動することが一般的である

- B. 当該設備には、排水ポンプの起動方法の異なる 2 種類の水位計(圧力式、フロート式)が設置されているが、手動で一方を選択する方式となっており、異常時に自動切替となる仕組みとなっていない。

なお、当該設備のうち、排水ポンプ設備については、老朽化により平成 28 年に修繕工事を行っているが、非常用発電機については昭和 59 年の設置以降、年 2 回の点検で正常稼働が確認されており、主たる装置の更新は行っていない。

2) 現象面での特殊性

今般発生した事象には、通常時と異なる現象が発生していることを確認した。

- A. 水位計により計測した水位は、携帯電話回線で千葉国道事務所に伝送され、同事務所内のモニターで確認することが可能。

今回、停電後の状況を確認すると、停電直後から、手動による非常用発電機の起動までの 226 分間、水位モニターに適切に表示されていない。また、非常用電源による復電後のモニター波形が実態とは異なる値を示した。

- B. 水位計バッテリー (UPS) の消費電力確認として、水位計測および事務所へのデータ伝送を行いながら、バッテリー (UPS) への給電を停止させたが、想定された電力が消費されていることを確認した。

C. 当該箇所では 16 時頃以降、豪雨が継続し、停電により排水ポンプが停止するまでの 4 時間 30 分で累積 178mm（1 時間当たり最大 58mm（18:30 までの 1 時間））を記録しており、過去 30 年間で、上位に入る時間雨量を記録している。

このため、水位計が設置されている排水ピットには大量の雨量が継続的に流入していたことが想像される。

（３）考えられる原因と残る検討課題

今回確認した範囲では、水位計の波形や継続的な豪雨といった現象面で特殊な事象が発生していることが確認された。

これらのことが、非常用発電機の不作動の原因に、何らかの関係している可能性があることは考えられる。

今後、上記の水位計の波形の原因について詳細な調査を行うとともに、非常用発電機の不作動につながる他の要因についても調査していくことが重要である。

5. 今後の対策に関する事項

（１）大雨時における通行規制について

- ・アンダーパスにおいては、近年の降雨の激甚化・頻発化を背景に、排水設備の能力を超える降雨や設備異常等により短時間で冠水が進行するリスクが高まっていることを踏まえ、冠水の発生後に対応するだけでなく、防災気象情報等を活用した予防的な事前通行規制の導入について検討を進めるべきである。
- ・現場における通行規制の実施の判断については、冠水状況のみならず、停電や排水設備の異常など、道路利用者の安全に影響を及ぼす要因も考慮できるよう、最新の知見を踏まえて考え方を整理する必要がある。

（２）冠水時の進入防止対策について

- ・冠水時における道路利用者の安全確保をより確実なものとするため、情報提供による注意喚起に加え、現地の条件や安全性に配慮しつつ、車両の進入を抑止するための実効性の高い対策について検討すべきである。
- ・道路利用者へのリスク情報の提供については、従来の情報提供手法に加え、多様な媒体やデジタル技術を活用するとともに、路面標示等による注意喚起を強化するなど、より確実に危険情報が伝達される方策を推進すべきである。

(3) 今後の対策強化の進め方

- ・アンダーパスの構造や周辺環境、排水施設の状況等は箇所ごとに異なることから、過去の冠水実績や潜在的なリスク等を総合的に評価した上で、対策の必要性や緊急性を適切に見極め、優先順位を付けながら効果的・効率的に対策を進めるべきである。
- ・また、本事案で得られた知見を全国のアンダーパス管理に広く反映し、ハード・ソフトの両面から継続的な安全性向上を図るべきである。

(4) その他

- ・非常用発電機については、停電時に確実に機能を発揮できるよう、設備の維持管理のみならず、実際の運用を想定した手動切替訓練や実動訓練を定期的に実施し、関係者が円滑に対応できる体制を確保すべきである。また、訓練結果を踏まえ、操作手順や連絡体制について継続的な改善を図るべきである。
- ・異常の把握や事後検証に必要な、道路管理用光ファイバーを活用した非常用発電機及び関連設備の遠隔監視、記録（ログ）の保存、カメラの設置を行うべきある。
- ・大雨や水位上昇時の降雨、水位、機器、電力の監視手順の再確認、異常時の迅速かつ確実な発見と通知のシステム化を行うべきである。
- ・安全設計（水位未検知時の発電機起動）や簡素化（停電検知のみによる起動）などの改良検討を行うべきである。
- ・予防保全の観点から、老朽化した設備については改良の検討を行い、計画的な更新を実施すべきである。

6. 最後に

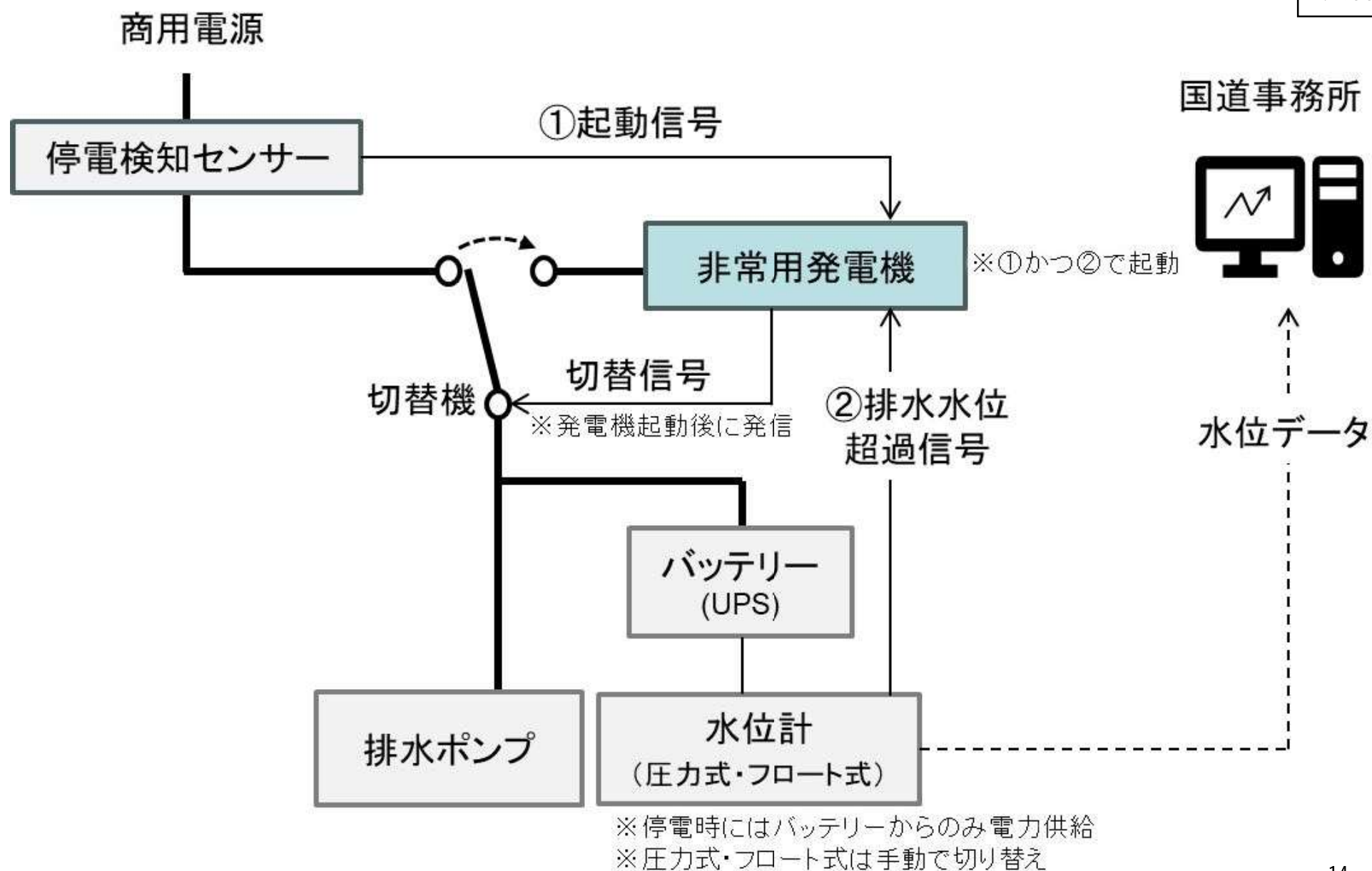
本中間報告で整理した調査上の課題及び有識者の見解等を踏まえ、今後も有識者の助言を得ながら、冠水に至った要因の更なる分析を行うとともに、再発防止に向けた必要な対策の検討を進める。

有識者メンバー

東京電機大学総合研究所	特別専任教授	小林	亘
横浜国立大学工学研究院	教授	松井	純
(一社)河川ポンプ施設技術協会	理事	宮武	一郎
(一社)建設電気技術協会	専務理事	吉本	紀一

【参考】村田町アンダーパスにおける排水ポンプの仕組み（概念図）

資料 2



アンダーパス 2 箇所新たに予防的通行規制を導入します ～ レベル 4 大雨危険警報時の予防的通行規制の追加～

国土交通省では、令和 8 年 8 月の千葉豪雨において、アンダーパスの冠水により人的被害等が発生したことを踏まえ、今後の大雨発生時における同様の冠水事故を防止するため、排水設備等の正常な機能のみに依存せず、「多重防御」により安全を確保するとともに、停電や設備の異常等が発生した場合にも安全側に移行出来るフェールセーフの考え方を取り入れることとしております。

東北地方整備局では、過去に危険な冠水が発生している酒田河川国道事務所管内の 2 箇所のアンダーパスにおいて、この度、警察と連携し予防的な通行規制を導入することとしました。これまでの雨量基準に基づくパトロール、冠水位に基づく遮断機等による通行止めに加え、レベル 4 発令時には予防的通行止めを新たに実施します。

また、車両進入防止対策の強化として、必要な資機材の備蓄を行うとともに、物理的な車両進入防止設備である遮断機についても遠隔制御を検討してまいります。

またあわせて、冠水危険箇所であることを普段から周知するため、遮断機付近などに、周知看板を設置します。

■ 予防的通行規制導入箇所

- ① 国道 7 号広田 IC アンダーパス（山形県酒田市落野目字広野）
- ② 国道 112 号大宝寺アンダーパス（山形県鶴岡市大宝寺町）

■ 通行規制基準

- ① 「レベル 4 大雨危険警報」が発令された場合
- ② 時間雨量が 50mm に達した場合（予測を含む）
- ③ 道路管理者または警察が冠水の可能性がある判断した場合

なお、予防的通行止めの導入に際し、予防的通行止めの手順を確認する訓練を実施しますのでお知らせします。

取材を希望される方は、別添「取材申込書」に必要事項をご記入のうえ、令和 8 年 9 月 8 日（火）12 時までにお申し込みください。

訓練日時：令和 8 年 9 月 9 日（水） 10：30～

訓練場所：国道 112 号大宝寺アンダーパス

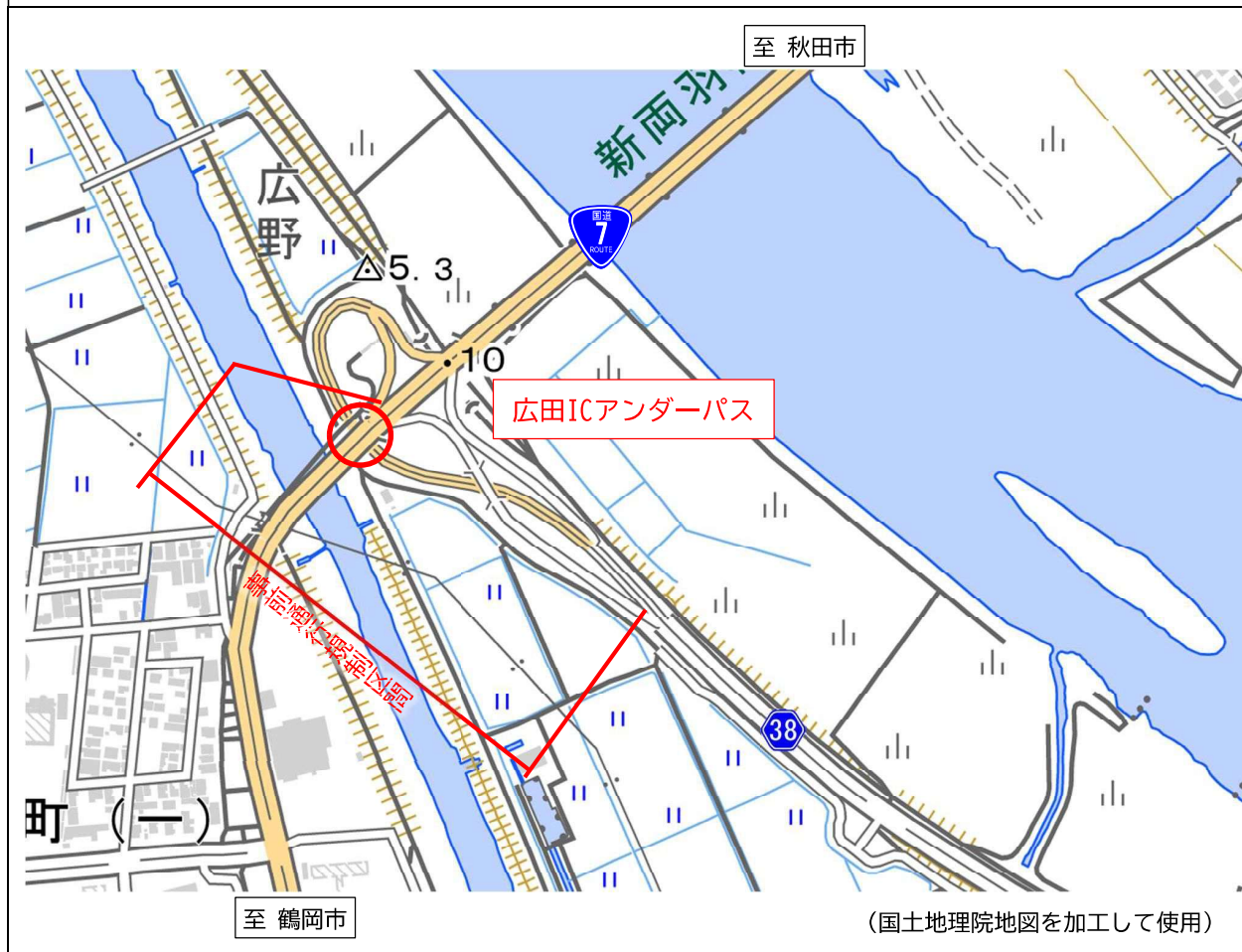
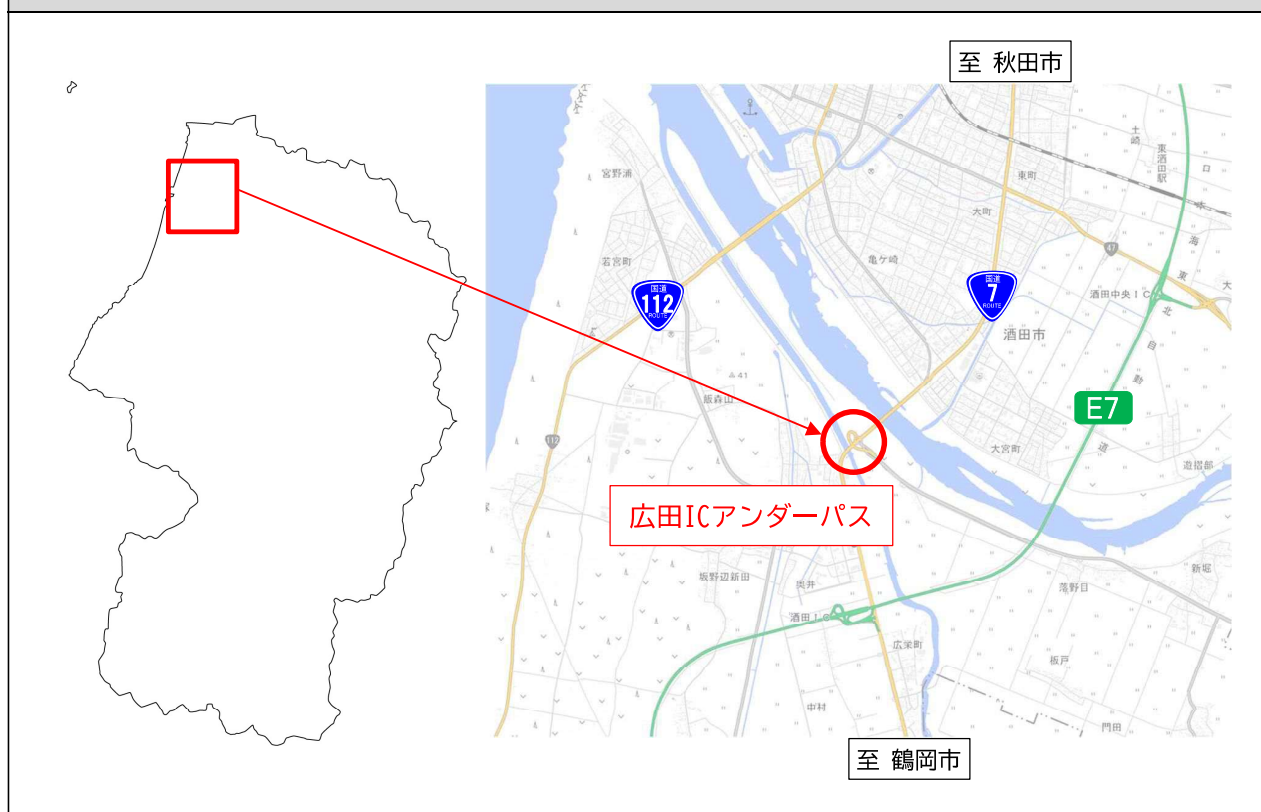
< 発表記者会 >

山形県政記者クラブ、酒田記者クラブ、鶴岡記者会、山形建設業界専門紙

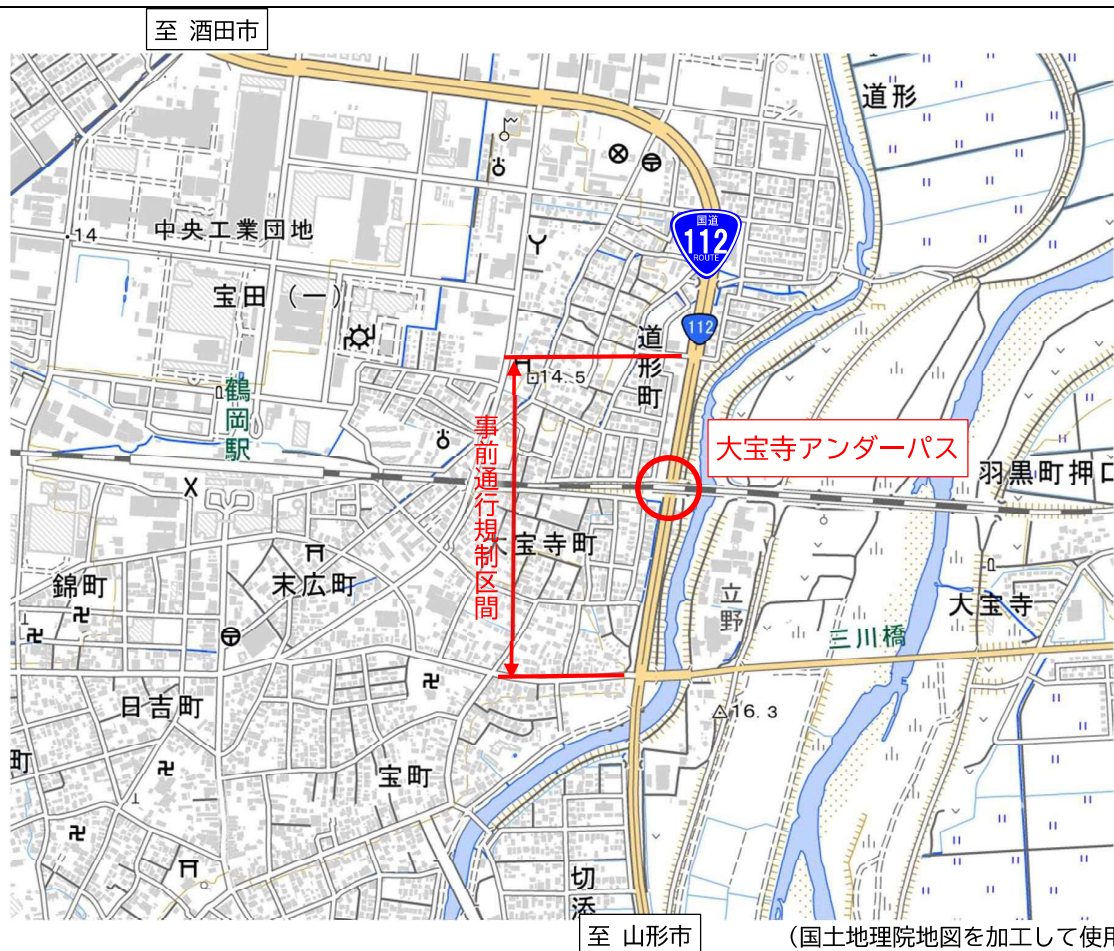
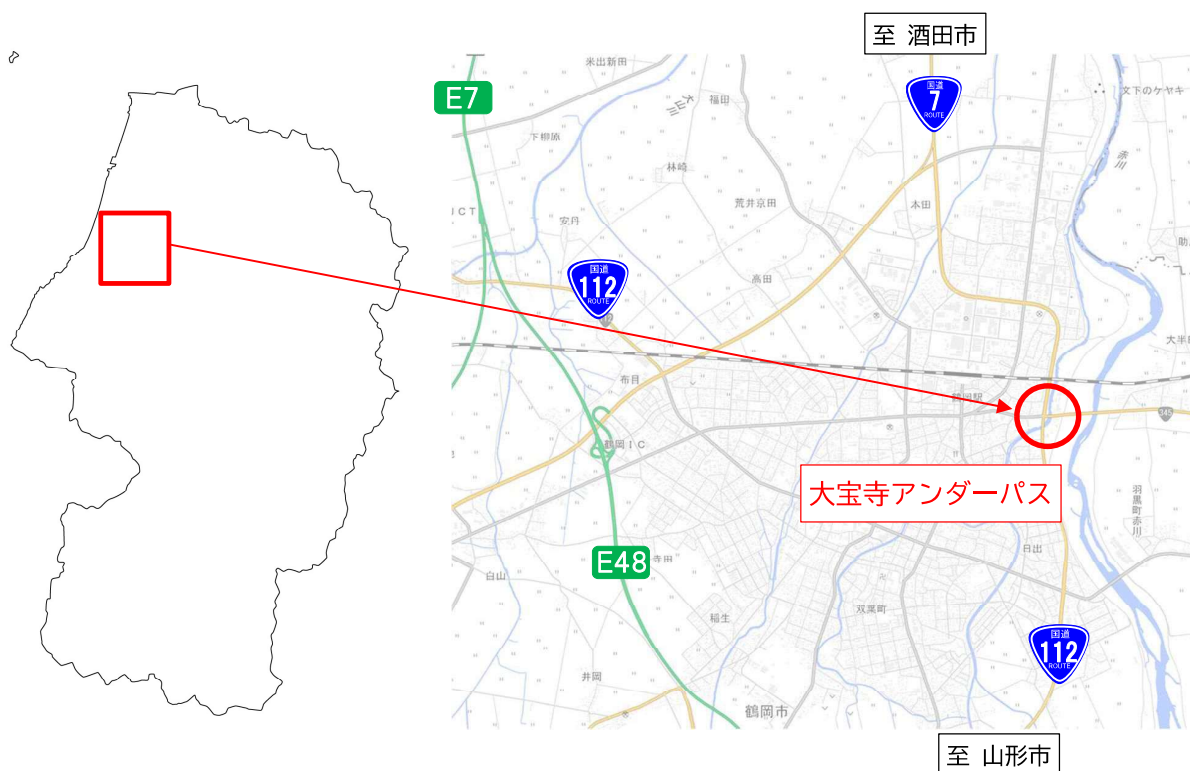
< 問合せ先 >

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 TEL:0234-27-3331（代表）
副所長（道路担当）工藤 （内線 205）
道路管理課長 根本 （内線 431）

国道 7 号広田 IC アンダーパス



国道 112 号大宝寺アンダーパス



(82東北) アンダーパス予防的通行止め訓練実施状況

資料 2

■概要

(訓練実施日)

令和8年9月9日(水) 10:30~11:20

(実施箇所)

・国道112号大宝寺アンダーパス

(訓練参加者)

酒田河川国道事務所、出張所職員
設備保守業者(機械・電気)、維持工事業者(土木・電気)
道路監視員、鶴岡警察署、【山形県：見学】

(マスコミ)

テレビ局 5社 NHK、山形放送、山形テレビ、
テレビユー山形、さくらんぼテレビ
新聞社 6社 朝日新聞、読売新聞、毎日新聞
河北新報、山形新聞、荘内日報



10:30~

レベル4大雨危険警報発表
通行止め実施+遮断機降下

10:50~

停電発生
非常用電源設備の自動運転確認

11:10~

非常用電源設備の自動運転不稼働
手動運転切替確認



記者発表資料

令和 8 年 9 月 17 日
東北地方整備局
能代河川国道事務所

秋田自動車道^{おがた}小ヶ田函渠で予防的通行規制を導入します ～レベル4大雨危険警報時における予防的通行規制の追加～

国土交通省では、令和 8 年 8 月の千葉豪雨において、アンダーパスの冠水により人的被害等が発生したことを踏まえ、今後の大雨発生時における同様の冠水事故を防止するため、排水設備等の正常な機能のみに依存せず、「多重防御」により安全を確保するとともに、停電や設備の異常等が発生した場合にも安全側に移行出来るフェールセーフの考え方を取り入れることとしております。

能代河川国道事務所では、過去に危険な冠水が発生している秋田自動車道と秋田県道197号木戸石鷹巣線が交差する小ヶ田函渠において、この度、警察と連携し予防的な通行規制を導入することとしました。これまでの雨量基準に基づくパトロール、冠水位に基づく遮断機等による通行止めに加え、レベル4大雨危険警報発令時に短時間強雨が発生又は予測があった際には予防的通行止めを新たに実施します。

また、車両進入防止対策の強化として、必要な資機材の備蓄を行うとともに、物理的な車両進入防止設備である遮断機の整備についても検討してまいります。

またあわせて、冠水危険箇所であることを普段から周知するため、遮断機付近などに、周知看板を設置します。

■予防的通行規制導入箇所

秋田自動車道 小ヶ田函渠（秋田県北秋田市脇神字小ヶ田囲ノ内地内）

■通行規制基準

- ①「レベル4大雨危険警報」が発令され時間雨量が60mmに達した場合（予測を含む）
- ②道路管理者または警察が冠水の可能性があると判断した場合

<発表記者会>

秋田県政記者会、能代市、北秋田市、大館市の各記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所

TEL:0185-70-1001（代表）

副所長（道路担当）佐々木 （内線 2 0 5）

道路管理課長 田中 （内線 4 3 1）

秋田自動車道 小ヶ田函渠

